

## 魚津しんきろうポーク普及・PR活動業務委託【仕様書】

### 1 業務名

魚津しんきろうポーク普及・PR活動業務

### 2 業務の目的

「魅力ある食の街」として、魚津産豚を活用したブランド化を推進するため、令和4年度に関係事業者で商標登録された「魚津しんきろうポーク」の普及促進を図るもの。

### 3 業務の内容

- (1) 魚津しんきろうポークを用いた料理の提供や販売  
魚津しんきろうポークの認知度を高めるため、市内外でのイベント等に出展し、魚津しんきろうポークを用いた料理の提供や販売を行う。  
(イベント等での出展例)
  - ・令和5年10月中旬 ○○魚津（ありそドーム）
  - ・令和5年11月下旬 JAうおづ農業祭
  - ・その他、市内施設で開催されるイベントただし、○○魚津への出展は必須とする。
- (2) 普及・PRに関する活動の実施  
魚津しんきろうポークをPRすることを目的に、ロゴマークを使用したチラシやポスター等の販促資材を作成し、マスメディアやSNS等様々な広告媒体も活用しながら情報発信を行う。
- (3) アンケート調査の実施  
上記(2)及び(3)の参加者にアンケートを実施し、提供食数やその意見、普及に向けた取組みやPR方法等について意見を徴収し、報告する。
- (4) 関係事業者等との連携  
魚津しんきろうポークの普及・PR活動を実施する際には、商標登録を行った「有限会社はなと」とロゴマークの使用に関することや活動の内容等の情報交換を行うなど、円滑な事業実施のため連携すること。
- (5) 受託したすべての業務完了後に、成果物として報告書を提出すること。

### 4 打合せ及び報告、協議

業務着手時や業務遂行中、業務完了時等、適宜打合せを行う。(オンライン可)  
その他、必要に応じて電子メールやオンライン等で協議を行う。

## 5 受託者に提出を求めるデータ

実績報告（活動報告、活動写真、アンケート結果等）や、その他市が求める情報 等

## 6 業務期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

## 7 業務委託金額

850,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 8 委託料の支払

委託料の支払は、業務完了後、業務の成果についての検査に合格したときに請求することができる。ただし、業務完了前に受託者から申し出があった場合は、概算払いとすることができる。

## 9 その他留意事項

(1) 委託料の対象となる経費は、食材費、印刷製本費、消耗品費、光熱水費、旅費、賃借料、会場使用料、謝礼、人件費等、本業務を遂行する上で必要な費用とする。ただし、販売を目的とする場合は、魚津しんきろうポークやその他の食材、調味料等を含む調理に係る食材費については、委託料の対象外とする。

(R4.10 参考価格) 小間肉 135 円/100 g、ロース 290 円/100 g

また、受託者が委託料により備品を購入した場合は、発注者に帰属する。

(2) 魚津しんきろうポークの手配は、受託者より事前に申し出があった場合に、部位及び量を発注者が準備する。

(3) 本事業での販売等での売り上げは受託者の収入とする。

(4) 受託者は、本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、または第三者に提供しないこと。契約終了後もまた同様とする。

(5) 本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

(6) 本業務の実施にあたっては、環境負荷の軽減（エコドライブの推進、再生紙の利用など）に努めること。

(7) 本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、発注者に報告すること。受託者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に発注者へ報告し、対応を協議すること。

(8) 本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協

議しこれを定めるものとする。

(9) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、発注者と協議し対応するものとする。